

神戸市犯罪被害者等相談・支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 犯罪被害者等支援団体が行う犯罪被害者等相談・支援事業（以下「相談・支援事業」という。）経費の一部を補助することにより、犯罪被害者及びその家族・遺族（以下「被害者等」という。）のかかえている諸問題の改善を図り、被害者等が再び平穏な「安全で安心した生活」を営むことができるよう、被害者等への支援の推進に寄与することを目的とする。

2 神戸市犯罪被害者等相談・支援事業補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 前条の補助対象団体は、兵庫県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体で、かつ市長が補助するのに適當であると認めた団体（以下「補助団体」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、補助団体が行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 被害者等に対する相談事業
- (2) 被害者等への支援に関する事業
- (3) 前各号に掲げるものにかかる消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、交通費等

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助団体は補助金の交付を受けようとするときは、「神戸市犯罪被害者等相談・支援事業補助金交付申請書」（様式第1号）、事業計画書及び収支予算書、前年度までの活動実績書、兵庫県公安委員会発行の犯罪被害者等早期援助団体指定書（写し）を毎年4月末日までに神戸市長（以下、「市長」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に定める「申請書」を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めた場合は、すみやかに補助金の交付額を決定し、「補助金交付決定通知書」（様式第2号）を補助団体に交付する。

2 市長は補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付けることができる。

(補助金の概算払)

第7条 補助金は前条の交付決定の後、概算払を行うことができる。補助団体は補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第3号）を市

長に提出するものとし、市長はその請求内容が適当と認めたときは、補助団体に対し補助金を交付する。

(活動実績の報告)

第8条 補助団体はその年度終了後 30 日以内に「神戸市犯罪被害者等相談・支援事業実績報告書」(様式第4号)、活動実績報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び請求)

第9条 市長は、前条の規定による「実績報告書」により補助団体に交付すべき補助金の額が確定した場合において、「補助金確定通知書」(様式第5号)を交付のうえ、補助団体より提出された「補助金精算払請求書」(様式第6号)により補助団体に精算払をし、または既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 30 日以内、または5月末日のいずれか早い日までとする。

(変更、中止の承認)

第10条 補助団体は補助金交付の決定後において、その活動計画を変更もしくは中止をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金交付決定の取消等)

第11条 市長は補助団体が次の各号の一に該当するときは補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができるとともに、補助金が既に交付されているときは、その全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第3条に規定する補助対象事業外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(報告等)

第12条 市長は必要があると認めたときは補助団体に対し報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 改正後の要綱は、平成27年4月1日から施行する。